

Title	エドワード一世の對封建政策の一斷面：Quo WarrantoとQuia Emptores.
Sub Title	Some aspects of legislation of Edward I : especially on Quo Warranto and Quia Emptores
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1955
Jtitle	史学 Vol.28, No.2 (1955. 9) ,p.119(251)- 131(263)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19550900-0119">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19550900-0119</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## エドワード一世の對封建政策の一斷面

Quo Warranto 及 Quia Emptores.

森岡敬一郎

エドワード一世(Edward I)がイギリス史上に於いて占める地位の極めて重要なことは、かの有名な“模範國會”(Model Parliament)が開催せられたのが彼の治世にあつたこと、又著しい數の社會生活、又は政治生活の根抵にも觸れるが如き重要な立法が彼によつて行はれたことを思へば、容易に首肯し得る所である。

從來の歴史家の見解に徴しても、スタッブス(Stubbs)は、彼をユステイニアヌス帝に比したのみならず、彼を後のイギリス立憲政體、又議會政治の建設者と見、その政治が、領主裁判權の抑制、政治生活からの土地保有關係の原理の排除、又各種の立法を通じて、諸侯勢力の彈壓にあつたとしてゐる。<sup>(1)</sup>又プティデュタイイス(Ch. Petit-Dutaillis)<sup>(2)</sup>は彼の政策が反封建的であつたことを主張してゐるし、又、ジョリフ(Joliffe)<sup>(3)</sup>も政治生活の理論並に實際の基礎としての封建制度がヘンリー三世の治世に解體を見た後、エドワード一世によつて議會に於ける王の特權を中核として新體制設立の努力が見られるとしてゐるのである。

以上二三の代表的學者の見解の紹介を通じても明らかなる如く彼の治世は誠に一の時代の轉回點をなすものであつたことは否定し得ざる所である。しからばこの轉回即ち彼の意圖した變革が此等の諸先學あるものの考へるが如き封建諸侯の權利と正面から衝突するものであつたか否かは、しかし簡單には首肯し得ぬ處であるように思はれる。その史實の一二につきその實際がどんなものであつたかについて以下に少しく考察を加へ、その性格を明らかならしめると共に、進んでイギリス封建國家の實質がいかなるものであるかその一端にでも觸れて見たいと思ふものである。

(註1) Stubbs, *The Constitutional History of England*, vol. II. p. 110.

(註2) Petit-Dutaillis, *Charles and Lefebvre, George; Studies and Notes Supplementary to Stubbs's Constitutional History*, pp. 479~81.

(註3) Joliffe; *Constitutional History of Medieval England*, p. 334

一

エドワード一世の多くの立法の中、封建制度と密接な關係を有するものと看做され、彼の所謂「反封建制的」な政策の基調をなすものとせられて來たものは、*Writ of Quo Warranto* と、*Writ of Quia Emptores* の二法令である。こゝとは、諸學者の齊しく認めてゐる所である。しかし乍ら彼は、一二七四年歸國し戴冠せられた直後より、その比を見ざる熱意を以つて努めた幾多の努力は、彼が封建諸侯に對していかに對處したかを考へる場合に全く看過し去ることは出來ない。

即ち早くも一二七四年には、王國の状態を廣く調査する委員會を設置し、約四〇の質問を各州に發して後得たその成果が Hundred Rolls と稱する茫大な集成である。<sup>(1)</sup>この質問の内容を見るに、王の所領の明確化を目的とするもの、或は、王の權益に對する侵害の調査、或は王の官吏、特にシェリフ (sheriff) の非行の發見を目指すものとに分けられる。これは長年の戰亂の後に、王の權利を確保しつつ、王國の平和の確立に努めた彼の努力の並々ならぬものであつたことを示すものと言つてよいであらう。この調査の結果の一部は、早くも翌一二七五年四月の議會に於いて發せられた「第一ウエストミンスター條令」(Statute of Westminster I) に具體化せられてゐる。この條令の條項の多くは、行政上の弊害の矯正を目的としてゐるが、特にその第九條は、一般の行政から除外せられてゐる「特免地」(libertas)に對し、保有者若しくはその代理者が王の平和攪亂者追求に當り缺怠ある場合、その特權の沒收を制裁として課してゐる。<sup>(2)</sup>この後ウエールズ戰爭、十字軍參加等のために一時國內體制整備上には空白の時期があつたが一二七八年八月に至り「グロスター條令」(Statute of Gloucester) が發せられた。<sup>(3)</sup>

これは「特免地」を保有する全ての領主は、次の「巡回裁判」(Justices in eyre) まで、その特權の享有を許されるが、次の巡回裁判の開催せられる時、州知事シェリフは、四十日以前に、上記の特權有者は、文書によると、他の方法によつて保有することが證明せられるとを問はず、法廷に出頭し、いかなる權原 (quo warranto) に基き、かかる權利を主張してゐるかを、表明すべきことを告知すべきこと、所定の期日に出頭せざるものの保有する特權は王の手に歸屬せしめらるべきこと、又、出頭せる者に對しては、その權利主張の根據に對して審査が行はるべきことが令せられたのである。この阻置こそが、從來の歴史家により、エドワードの反封建的態度を明確に示すものとして、著しい注意を惹きかつ、

高く評價せられたのである。この點はメイトランドの古典的な述作である「イギリス法制史」の如きを被見せられれば、容易に諒解せらるるであらう。

更に一二八五年には、「ウインチェスター條令」(Statute of Winchester)が發せられ、國內の治安確保に努め、又、同年「第二ウェストミンスター條令」(Statute of Westminster II—De Donis Conditionalibus)が發せられた。これは「再封」の阻止を目指すものであつた。又一二九〇年には、第三ウェストミンスター條令 (Statutes of Westminster III)が發せられた。これは封建義務の確保を目的とするものであつた。

そしてこの一二九〇年に、*quo warranto* の訟訴に對し、改正が行はれ、*quia emptores* なる方法が行はれることになつた。これこそは、メイトランドの言を以つてすれば、*quo warranto* に對しては一步後退であり、その極端化を緩め、封建諸勢力の非難や反對に對して讓歩した「妥協」であるとされてゐるのである。<sup>(註4)</sup>

しかし問題はもう少し複雑であるように思はれる。この *quo warranto* 並に *quia emptores* の實際につきより近くから考察を加へて見る必要があると考へるのである。

(註1) 一二七四年の調査については Cam, Helen; *The Hundred and the Hundred Rolls*. (London 1930.) pp. 39~51, pp. 225~232. 及び Cam, Helen; *Studies in the Hundred Rolls; Some Aspects of Thirteenth-Century Administration*. (London 1921.) を参照せられたる。

(註2) Plucknett, T. F. T.; *Legislation of Edward I*. (Oxford 1949.) pp. 29~31.

(註3) Le an de grace M<sup>o</sup>CC<sup>o</sup>LXXVIIJ del Regne le Rey Edward, fiz le Rey Henri sisme, a Gloucestre le mois de Aust, purevaunt mesme le Rei pur le amendement de sun reume, e pur plus plenere exhibicion de dreit, si com le profit

de office regal demanda, appelez les plus descrez de sun reume, ausi bien des greindres, cum des meindres :  
establi est e concordamment ordeine que .....les estatutz ordeinemenz e purveances suz escrites de tute la gent  
del negne desoremes fermement seient gardeze.....

Les Viscuntes par tutes lur baillies, ferunt comunnement crier, ceo est asaver en cires, en burgs, en viles mar-  
chaundes e allours, qe tuz ceus, qi aucunes franchises cleiment aver, par les chartres les predessurs le Rei, Reis  
de Aungleterre, ou en autre manere, seient devaunt le Rei, ou devaunt Justices en eire, a certains jour e leu, a  
mustrer quel manere de franchises il climent aver, e par quel garaunt. (Stubbs's Select Charters, pp. 449—450)

(註4) Pollock and Maitland; History of English Law, Vol. I. p. 572.

二

先づ第一に注意すべきことは、エドワード一世時代が、封建制の少くも盛期ではなかつたと言ふことである。プラク  
ネットも指摘してゐる通り、イギリス封建制の第一期は、一〇六六年より一一六六年の *cartae baronum* までであり、  
メイトランドの言ふ所によれば第二期は、一一六七年より一二六七年までである。即ちエドワードの治世は、第一期、  
第二期を過ぎた第三期に相當してゐるのであつたと考へてよいと思ふ。<sup>(1)</sup>此の如く、封建制度が既に成熟以上と言つてよ  
い段階に入つたことは、そこに複雑な再封(sub-infeudation)の現象が相當に進展してゐたことを考へなければならな  
い。<sup>(2)</sup>更にヘンリー三世治下の諸侯の叛亂の時期に、土地の實力による兼權や有力者の弱者の壓迫が横行し土地保有關係、  
或は封建的義務の負擔が何人に歸屬すべきかという問題が、極めて不明確となつて行つたのである。こうした點に整秩を  
加へることが王國の平和達成と同時に王權の伸張を切望する國王にとつて重大な關心事であつたことは當然であらう。

エドワード一世が、治世の初めに土地保有關係の調査を行つたことも、この事態に對處するためであつた。

扱、問題の所謂 *quo warranto* を定めたと言はれる「グロスター條令」そのものの考察に移ることとしよう。

本條令はその本文が必しも明瞭なものではないが、「特免地」保有者に對して出頭を命じた條文の後に、注意すべき文句が存するのである。即ち父祖によりその特免地が保有せられることが陪審員により證明せられた場合には、その土地に對する特許狀が賦與さるべきことが規定せられてゐるのである。このようなものに對しては、ウェストミンスターに於いて處斷がなされたのである。

現實の問題とすれば、明確な特許狀を所持する者に對しても、その眞偽の判別、又、その規定の地域的範圍の決定に當つて極めて多くの困難が存在した。これは決して容易に決定し得べき問題ではなかつたらしい。更に特許狀なき者の處置についてはどうであつたであらうか。かつて特許狀を有し、それを紛失した場合もあり、又古くは特許狀なくして「特免地」保有が可能であつた。コンモンロー上、事實上の長期の保有が權利に轉化するとの原則があることを忘れてはならないのである。エドワード一世は、特免地は王の許可によつてのみ成立するとし、明確な特許狀による證明を必要としたとしても、事實はかくも簡單には解決せられなかつた如くである。<sup>33)</sup>

こうした點を史實の上から立證したのがカムであつた。女史は何等の特許狀を有することなくして事實上の保有を法的にも承認せしめた實例を多數集めてゐるのである。<sup>34)</sup> こうした事實は、この條令の精神である「特免地」の許可が王のみあるとの原則が複雑な現實の前に結果的には後退し、實力ある有力者には、王との間に取引の可能であつたことを示すものに他ならない。この點は、デンホーム・ヤングの研究によつても明らかである。即ち彼は、ロージャ・ビゴ

(Roger Bigod) の家計の研究を通じて、彼が特許状を有せざる「特免地」に對して法的承認を得るために極めて多額の金錢を、陪審員に賄賂として送つたことを明らかにしてゐるのである。<sup>(5)</sup>

このような事情は、單に國內の有力者のみならず、中産層の人々にまでも廣く及んだのであつた。そして王に對する非難は騒然として起り、王は強請者として非難の的となつたのである。<sup>(6)</sup>

以上の如く、事實に徴して考へる時には、エドワード一世の行つた所謂 *quo warranto* の方法と言ふものは、メイランドの考へる程簡單に封建制度と正面から衝突し、それを克服する意圖のものではなかつたし又實際上もそのような機能を果す様に利用されなかつたのである。

(註1) Plucknett; o. p., p. 23.

(註2) Cam; Hundred and Hundred Rolls, p. 150.

(註3) Plucknett; o. p.; pp. 35—50.

(註4) Cam; Liberties and Communities, p. 177.

(註5) Denholm-Young, N; *Seignorial Administration in England*, (Oxford 1937). pp. 131—161.

(註6) Le Roy curvayle nos deneres (The King he wants to get our gold,

E la Rayne nos beau maneres  
The queen roould would like our land to hold,

E le Quo warranto  
and the writ Quo Warranto

Sale mak wus al to do.  
Will give us all enough to do.)

と言ふ詩は、當時の司法官の子が世相を歌つた詩である。

三

かうした事態を脱却するために取られた處置が、一二九〇年の *quia emptores* なる方法であつた。この條令についての傳統的な解釋は、古くコーク (Coke) に發し、メイトランドに繼承されたそれであつて、「特免地」は王の特許狀を有する場合に初めて有効であるとの原則を確立することが王の初めの意圖であつたが、幾多の努力にも不拘、失敗し、結局一二九〇年に、この條令を發するに至つた。要するに本條令は一二七八年の「グロスター條令」からの後退であると言ふのである。

この解釋に對して我々の立場を決定するには、先づ第一に條文そのものの分析により、その本來の意圖並に意味を確定することが肝要のように思はれる。

今プラクネットの研究によつてこの條令の内容を示せば、

(一) 陪審或は他の方法により、相續により特免地を保有するか、その父祖がリチャード一世の治世以前よりその特免地を保有することを證明したものは、その訟訴を停止し得る權原を持つ。一方彼等は

(1) 裁判官の印を有する判決書を有するし、

(2) この記録を王に提示しなければならぬ。

(3) 王はこれに基き、*Letter Patent* によつてその所有を確認する。

(四) かかる長期の事實上の保有を證明し得ざる者は、依然としてコンモンロー上の權利に留る。

- (目) 王の特許状を有するものは、その権利を完全に認められる。
- (四) ウェストミンスターに於いて敗訴した人の訴訟は、この條令の利益を享受し得るが如く、訴訟を再開し得る。
- (五) 今後は訴訟はウェストミンスターに於いて行はれるとある。

X

X

本條令を見れば、明らかに、王は一二九〇年以前に權原を有せざる者に對して權原を賦與してゐるものではなくして、唯、長期に亘る事實の占有者には、王に證據を與へることを許し、王はこれに基いて確認を行ふを規定したに過ぎない。この確認によつて初めて *quo warranto* に對しては對向し得るのである。この新しい方法は舊い方法の原則を少しも譲る所なく、これに伴つて生じた幾多の弊害を除去したものであるに過ぎなかつた。この意味では決して新方法を舊方法の後退とは見做し難く、王の政策の變化とも考へ得ない。

(註I) Plucknett; o. p., p. 46~48.

#### 四

本來エドワード一世は決して封建制度そのものと正面から衝突しようとしたものではなかつた。

更にこの「*Quia Emptores*の條令」(*Statute of Quia Emptores* 一二九〇年)は、周知の如く、再封化阻止をも目指してゐる。即ちこの條令は「再封化」が行はれた場合も、封建的義務は、直接授封者に對してではなく、直接授封者が

本來負ふてゐた原授封者に對して負ふべきものであることを規定し、實質的に今後の「再封化」よりよつて來る封建制度上の混亂を禁止するものであつた。<sup>(1)(2)</sup>この處置に關してメイトランドは、「これを大領主の利益に於いて決定されたものとする考へ方は誤りである。これにより利益を受け又失ふ處のなかつた唯一の者は國王である。」<sup>(3)</sup>と言つてゐるが、この評價は、再考の餘地がある。「再封化」によつて生ずる *escheat* や *wardship* の權利の縮少によつては全ての諸侯がその被害者であつたことは、ブラックネットが實例を以つて明示してゐるのをまつまでもない所である。従つて、この法令の精神が、その前文に明記されてゐる如く、<sup>(4)</sup>「大諸侯の利益」の保全になり、又、更に廣く授封者一般の利益に奉仕するものであつたのである。こうした事態が、終局的に見て國王の利益となるとしても、<sup>(5)</sup>中世の人々がかくの如き謂はゞ近代的な奸知を有してゐたかどうか、疑はざるを得ないように思はれる。むしろ、單に封建機構の整秩により、國力の原泉である封建的諸義務負擔の關係の明確化を企てたものであつたと認めるべきであり、この處置が、同時に諸侯の權利の保全となつたことにむしろ、逆に、諸侯の權利保全を通じて、王權の保全をも期し得られた所に、注目すべきものがあるように思はれる。

要するにエドワード一世の力により、「マールバラ条令」(the Statute of Marborough 一二六七年)以來、封建的諸負擔に關係ある諸条令が發布せられてゐるがその全てを通じて、王が、封建制度の否定を目指してゐるものではないことは明瞭である。否むしろ、封建關係の混亂に整序を加へ、正規の姿に戻すための努力が、その一面に強く現はれてゐるのである。この點を以つてしても、エドワード一世が封建制度の否定に向つたと考へることは出來ないであらう、こうしたエドワード一世の態度を明示す事例を次に擧げて見よう。

註(一) Quia emptores terrarum et tenementorum de feodis magnatum et aliorum in praejudicium eorundem temporibus retroactis multoties in feodis suis sunt ingressi, quibus libere tenentes eorundem magnatum et aliorum terras et tenementa sua vendiderunt, tenenda in feodo sibi et haeredibus suis de feoffatoribus suis et non de capitalibus dominis feodorum, per quod iidem capitales domini escheatas, maritagia, et custodias terrarum et tenementorum de feodis suis existentium saepius amiserunt; quod quidem eisdem magnatibus et aliis dominis quam plurimum durum et difficile videbatur, et similiter in hoc casu exhaereditatio manifesta: dominus rex in parlamento suo aquod Westmonasterium post Pascha anno regni sui XVIII<sup>o</sup> videlicet in quindena Sancti Johannis Baptistae, ad instantiam magnatum regni sui, concessit, providit et statuit, quod de cetero liceat uniuersique libero homini terram suam seu tenementum sive partem inde pro-voluntate sua vendere; ita tamen quod feoffatus teneat terram illam seu tenementum de eodem capitali domino et per eadem servitia et conuetudines per quae feoffator suus illa prius tenuit. Et si partem aliquam earundem terrarum seu tenementorum suorum alicui venderit, feoffatus illam teneat immediate de capitali domino, et oneretur statim de servitio quantum pertinet sive pertinere debet eidem domino pro particula illa, secundum quantitatem terrae seu tenementi venditti; et sic in hoc casu decedat capitali domino ipsa pars servitii capienda per manum feoffatoris, ex quo feoffatus debet eidem capitali domino, juxta quantitatem terrae seu tenementi venditti, de particula illa servitii sic debiti esse intendes et respondes. Et sciendum quod per praedictas venditiones sive emptines terrarum seu tenementorum, seu partis aliqujus eorundem, nullo modo possunt terrae seu tenementa illa, in parte vel in toto, ad manum mortuam devenire, arte vel ingenio contra formam statuti super hoc dudum editi, etc. Et sciendum quod istud statutum locum tenet de terris venditis tenendis in feodo simpliciter tantum, etc.; et quo se extendit ad tempus futurum; et incipiet locum tenere ad festum Sancti Andreae proximo futurum.....(Stubbs; sSelect charters, pp. 473—4)

- 註(2) Plucknett, o. p.; p. 102. Wilkinson, B.; *The Constitutional History of England*, Vol. I. (London, 1948), pp. 41~43.
- 註(3) Pollock and Maitland; *History of English Law*, Vol. I. p. 337 n.
- 註(4) Wilkinson; o. p., p. 42. 及び Plucknett; *A Concise History of the Common Law*. (2ed.; 1936), pp. 30~31. p. 483.
- 註(5) wardship. escheat の権利要求が、陪臣の王直屬封臣への轉化を直に生ずる契機とはならなかつたことについては、Plucknett; *Legislation of Edward I*. pp. 104~105. に立證をわける。

## 五

パウリック (M. Powicke) は、近年に於けるイギリス中世史研究の劃期的な名著と稱せられる King Henry III and the Lord Edward (一九四七年)中に、エドワード一世の封建諸侯に對する態度を示すものとしてロージャー・ビゴに對する處置を述べてゐる。

ロージャー・ビゴは一三〇二年に借財に悩み、その廣大な所領を王に獻じ、借財を免除してもらふと共に、その所領を再び王から封土として受け、後一三〇六年、彼が後繼者なくして死ぬと共に初めてその所領は王の手に歸してゐる。こうして一度所領の獻呈を受け更に再封することによつてその所領に關する封建的諸議務を王に結付けることは、彼の屢々用ゐる所であつた。これは、一方に於いて彼が封建諸侯の權利を充分に尊重しつつしかも他方に於いて王權の強大に必要な諸方策を強力に推進してゐる。このことは、有力諸侯との血縁關係を求めた彼の結婚政策にも良く反映してゐる。彼は封建關係を利用して自己の權力を強化したことはあつたとしても、封建關係を否定するが如き行動は一度たり

とも取つたことはない。王權と封建制度とが、本質的に對立するものと考へれば、王權の強大は直に封建制度の弱體化、いな否定を意味するであらうが、封建制度と王權とは、かくも正面より對立するものではなかつた。<sup>(1)</sup>

エドワード一世が、再封や封建關係の混亂によつて生ずる損失に對し極めて鋭敏であつたことは否定し得ない。特免地の問題が、特にヘンリー三世の治世の混亂を通じてその權利濫用のために、王國の平和達成のために大きな障害となり、又封建的諸義務の正常な負擔に多大の減少を來たしたことは事實である。ここに封建關係の實體を調査し、その負擔關係を知ること、そしてこの間に仲介する各種中間者の横領を阻止することは彼にとつては必要事であつたに違いない。封建的義務の確保は王にとつては必須のことであつたであらう。しかしてかうしたことは決して封建制度そのものの否定を必要とはしない。王權の元に封建關係を整序すれば事足りたのである。このためには、「グロスター條令」から「Quia Emptores」の條令への變化は、王の意圖の後退として考へるよりは、一の意圖達成のための方法、手續の變化として考へることがより穩當であらう。

カムの指摘する如く、一二九〇年よりエドワード一世の末年に至るまで、封建的所有關係に、又封建義務の負擔の關係に於いて、大きな變動が見られないということが事實であるとすれば、一二九〇年の條令は彼の目的の一應の成功と見るべく、ここに反つて封建制度と王權との内面的結付きの深い斷面が見られるのではなからうか。

(註一) Powicke, F. M.: King Henry III and The Lord Edward, (1947. Oxford).